

午前10時02分 開会

◎開会の宣告

○佐々木洋一議長 ただいまの出席議員数は23名ですので、定足数に達しております。
ただいまから令和2年6月東埼玉資源環境組合議会定例会を開会いたします。

◎開議の宣告

○佐々木洋一議長 直ちに本日の会議を開きます。

◎議員の紹介

○佐々木洋一議長 先般、松伏町選出組合議会議員の任期満了に伴う改選の結果報告が4月20日にありました。ご報告かたがたご紹介いたします。
平野千穂議員でございます。
長谷川真也議員でございます。
鈴木勉議員でございます。

◎議席の指定

○佐々木洋一議長 次に、ただいまご紹介いたしました議員の議席の指定を行います。
議席は、会議規則第4条第1項の規定により、議長において指定いたします。
書記をして、氏名及び議席番号を朗読させます。
○鈴木洋介議会事務局副調整幹 朗読いたします。
……朗読……
平野千穂議員4番、長谷川真也議員10番、鈴木勉議員16番。
以上でございます。
○佐々木洋一議長 ただいま朗読させましたとおり、議席を指定いたします。

◎諸般の報告

○佐々木洋一議長 この際、諸般の報告をいたします。

委員会条例第6条第1項の規定に基づき、4月20日の閉会中において、議会運営委員に鈴木勉議員、総務常任委員に鈴木勉議員、ごみ処理常任委員に平野千穂議員、し尿処理常任委員に長谷川真也議員を選任いたしました。

次に、本日開会の議会運営委員会において、鈴木勉委員が副委員長に選出されております。

次に、監査委員から出納検査の結果について報告がありましたので、その写しを報告第1号としてお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

次に、今定例会に説明員として出席通知のありました者の職・氏名の一覧表を報告第2号としてお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

次に、管理者から議案の提出がありましたので、ご報告いたします。

書記をして議案の朗読をさせます。

○鈴木洋介議会事務局副調整幹 朗読いたします。

……朗読……

東 埼 資 環 第 1 7 3 号
令和2年（2020年）6月15日

東埼玉資源環境組合議会
議長 佐々木 洋 一 様

東埼玉資源環境組合
管理者 高 橋 努

6月組合議会定例会に付議する議案の送付について

標記について、6月26日招集に係る令和2年6月組合議会定例会に、本職から提案する議案として、別添「議案目録」のとおり議案書を送付します。

議 案 目 録

- 1 埼玉県市町村総合事務組合の規約変更について

以上でございます。

○佐々木洋一議長 以上で諸般の報告を終わります。

◎会議録署名議員の指名

○佐々木洋一議長 これより会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において指名いたします。

1 番 福 田 晃 議員

2 番 山 田 大 助 議員

3 番 加 藤 克 明 議員

を指名いたします。

◎会期の決定

○佐々木洋一議長 次に、会期の決定を議題といたします。

閉会中に議会運営委員会が開催されましたので、議会運営委員長から報告をお願いいたします。

野口佳司議会運営委員長。

〔野口佳司議会運営委員長登壇〕

○野口佳司議会運営委員長 閉会中に開催いたしました議会運営委員会の審査結果をご報告いたします。

今定例会に管理者から提出されました議案は、埼玉県市町村総合事務組合の規約変更についての1件であります。

一般質問につきましては、1名の議員から通告がありました。

また、今定例会の会期につきましては、本日1日間と決定をいたしました。

なお、既に実施しておりますが、新型コロナウイルス感染症対策として、換気のための出入り口の開放、議員及び傍聴者のマスク着用と手指の消毒、傍聴席を16席から半減することを決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○佐々木洋一議長 以上で議会運営委員長の報告を終了いたします。

お諮りいたします。

今定例会の会期は、議会運営委員長報告のとおり、本日1日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐々木洋一議長 ご異議なしと認めます。

よって、今定例会の会期は、本日 1 日間と決定いたしました。

**◎管理者提出第 8 号議案の上程、提案理由の
説明**

○佐々木洋一議長 次に、管理者提出第 8 号議案を議題といたします。

管理者から提案理由の説明を求めます。

高橋努管理者。

〔高橋 努管理者登壇〕

○高橋 努管理者 本日、6 月定例会をご招集申し上げましたところ、議員の皆様方には大変お忙しい折にもかかわらずご出席を賜り、深く感謝申し上げます。

本定例会には私より 1 件の議案をご提案申し上げておりますが、十分にご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

それでは、早速ご説明させていただきます。

第 8 号議案 埼玉縣市町村総合事務組合の規約変更についてご説明申し上げます。

本議案は、鴻巣行田北本環境資源組合の名称変更に伴い、埼玉縣市町村総合事務組合規約を変更することについて協議したいので、地方自治法の規定により提案するものでございます。

改正の内容でございますが、同組合に加入しております「鴻巣行田北本環境資源組合」が「彩北広域清掃組合」に名称変更されたことに伴い、組合規約を変更するものでございます。

なお、本規約は埼玉県知事の許可のあった日から施行し、変更後の規約は本年 4 月 1 日から適用してまいります。

以上、ご説明申し上げましたが、十分ご審議の上ご決定賜りますようお願い申し上げます。私からの提案説明を終わらせていただきます。

○佐々木洋一議長 以上で提案理由の説明を終わります。

ここで、し尿処理常任委員会の開催及び議案審査のため、議場外休憩に入ります。

この際、暫時休憩いたします。

午前 10 時 11 分 休憩

午前10時25分 再開

◎開議の宣告

○佐々木洋一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎諸般の報告

○佐々木洋一議長 この際、諸般の報告をいたします。

休憩中に開催されました、し尿処理常任委員会における副委員長の互選結果を報告いたします。

し尿処理常任副委員長に長谷川真也委員が選出されました。

以上で諸般の報告を終わります。

◎組合行政に対する一般質問

○佐々木洋一議長 これより組合行政に対する一般質問を行います。

今定例会における質問発言者につきましては、一般質問発言通告一覧表としてお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

発言通告に従いまして、発言を許可いたします。

なお、1回目は登壇して発言席にて行い、2回目以降は自席で行ってください。

15番、伊藤正勝議員。

〔15番 伊藤正勝議員登壇〕

○15番 伊藤正勝議員 15番、伊藤でございます。吉川市議会からの選出でございます。

一般質問発言通告に従いまして、質問いたします。

吉川の第二処分場の問題についてでございます。

さきの3月議会で伺いました、第二処分場は2年余にわたって休止状態にあります。そのことについては3月議会で伺いましたけれども、さらに一歩進んで計画の部分でございます。

以下質問でございます。

第1の質問は、第二処分場の現在の状態、先週土曜日でしたか、一回りしてきてしまったけれども、完全に閉鎖的な雰囲気に見えました。どのような状況なのか、管理内容を含めて伺っておきます。

第2の質問は、さきの3月議会で、環境省の意向や見解を確認してきていただきたい、そのように要望いたしました。それを受けて環境省と話す機会を持ったというふうにお聞きしました。誰とどんな話し合いが行われたのか、その内容を整理してご報告いただければ、ご紹介いただければということでもあります。

第3の質問は、組合は第二処分場をこれからどう取り扱うことになりますか。環境省の見解も受けて、組合としての考え方もある程度固まっているものと思います。できれば、この第二処分場設置に伴って、組合と吉川の地元連絡協議会が協定書をお互いに結んでいます。施設整備に関する協定書、あるいは利用に関する協定書、さらには延長に関する協定書、いろいろあると思いますけれども、その協定書の内容も含めながら、ご説明いただければということでございます。

第2の大きな質問は、第二処分場に先立つ吉川の第一処分場の問題でございます。第二処分場の問題とも深く関連をすることになると思います。現況と経過等について伺いたいということでございます。

質問の第1は、第一処分場跡の用地は、埋め戻されて、現在吉川市の広い美南公園の用地の一角として利用されております。公園の用地として利用されるまでのその間に至る関係者による対応や話し合い、あるいは安全対策や維持管理の考え方についてもこの機会にご説明いただきたいということでもあります。

第2の質問は、第一処分場跡の用地の所有権はリユース（組合）にあると聞いております。この契約内容、今後の取扱いを確認させていただきたいということでもあります。

第3の質問は、この第一、第二処分場との関係を含めて、東埼玉資源環境組合、越谷、草加、あるいは八潮などいろいろな関係自治体と組合所有の財産、用地等を利用している、そういうケースがあるのではないかと思います。どんなものがあるのか、主なものをご紹介いただくと同時に、この組合の財産を貸し出すなどのことについては基本的な原則があるのだらうと思います。基本の方針のご説明もこの機会に併せて伺っておきたいということでもあります。

壇上からの私の質問は以上であります。よろしく願いいたします。

○佐々木洋一議長 ただいまの質問に対し、管理者の答弁を求めます。

高橋努管理者。

〔高橋 努管理者登壇〕

○高橋 努管理者 それでは、ただいまの伊藤議員さんのご質問に順次お答えいたします。

まず、吉川の第二処分場についてのお尋ねでございますが、第二最終処分場につきましては、平成30年6月25日から灰溶融炉設備の稼働を休止しており、現在はスラグの埋め立てを行っておりません。しかしながら、雨水などの浸透により排出される浸出水につきましては適正な処理が求められていることから、平成14年12月11日に締結した東埼玉資源環境組合一般廃棄物最終処分場の維持管理に関する協定書により、国の水処理基準を遵守し、安全かつ適正な水の管理に努めております。

次に、環境省との協議につきましては、環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課に伺い、灰溶融炉設備の休止から廃止に向けての手續や交付金制度等について確認してまいりました。

まず、廃止については、灰溶融炉設備を撤去して初めて廃止となり、手續としては施設の変更届が必要となることをご指導いただき、提出先は越谷市である旨を確認いたしました。

また、灰溶融炉設備の撤去に関する交付金については、撤去に関する交付金制度はないとのことでしたが、第一工場ごみ処理施設の建て替え等に併せて撤去する場合は交付金の対象になる可能性もあることを確認いたしました。このようなことから、灰溶融炉設備につきましては引き続き休止状態とし、令和6年度までに予定している財政計画の見直しの中で撤去、廃止について検討してまいります。

最後に、第二最終処分場の今後の取扱いにつきましては、一般廃棄物最終処分場地元連絡協議会及び吉川市と締結している東埼玉資源環境組合一般廃棄物最終処分場の使用期間延長に関する協定書において、使用期限を令和9年3月31日までとしていることから、期限までに今後の利用方法などについて、一般廃棄物最終処分場地元連絡協議会や吉川市と協議、調整を図りながら検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、吉川の第一処分場についてのお尋ねでございますが、吉川美南の第一最終処分場につきましては、組合が所有する約1万6,000平方メートルを吉川市に貸し出しており、平成23年4月から公園として利用されております。整備に当たりましては、当時、区画整理事業において第一最終処分場が公園用地として位置づけられたことから、組合と吉川市が協議し、平成22年12月に締結した吉川駅南最終処分場の公園整備の費用負担に関する覚書をもとに美南中央公園として整備しております。

第一最終処分場につきましては、平成10年に改正された土壌の汚染に係る環境基準を遵守するため、引き続き組合が所有し、安全かつ適正な水の管理に努めております。また、公園施設の維持管理につきましては吉川市が行っております。

次に、組合の用地を地元自治体が利用しているケースでございますが、越谷市が第一工場ごみ処理施設に隣接する用地を老人福祉センターと市民温水プールを備える「いきいき館」として利用しております。また、草加市が第二工場ごみ処理施設に隣接する用地を市民温水プールとして利用しており、最近の例では、八潮市が汚泥再生処理センターに隣接する用地を多目的広場として利用しております。いずれの施設におきましても土地は無償で貸し出し、施設の整備や維持管理につきましてはそれぞれの地元市で行っております。

以上でございます。

○佐々木洋一議長 ただいまの答弁に対し、再質問はありますか。

15番、伊藤正勝議員。

○15番 伊藤正勝議員 ご答弁ありがとうございました。

幾つか再質問をさせていただきます。

まず、第二処分場の問題であります。

環境省との話し合い、誰が環境省のどんな方々と話し合ったのか、若干踏み込んでご答弁いただければと思います。

そして今ご答弁の中で、休止状態が、実質的に中止になるのはいわゆる廃溶融炉が廃止される、撤去される、その時点だということは伺いました。この灰溶融炉の撤去と第二処分場の現在の敷地の利用との関係、すなわち撤去がなければ利用ができない。それとこれは別物なのか、そのことの現在の組合の考え方はどうなのか、承っておきたいと思います。

第3の質問は、地元との、連絡協議会で延長の協定書は平成25年3月に行っているわけでありまして、それにも触れて、協定書の期限切れという言葉が出てまいりましたけれども、少なくとも、遅くとも期限が切れる平成6年3月ですか、平成8年3月ですか、よく聞こえなかったのですけれども、遅くともというふうに受け止めていいのか。できれば、活用するのであれば速やかに、できるだけ早く地元を活用するというのが公共財産の適切な管理運営のありようであるという見地から伺っておきます。

次に、吉川の第一処分場についてでございます。現在、ここを含めて、組合用地は全部無償で貸与されているということを伺いました。第一処分場用地は用地全体としては2万1,000平方メートル、そのうち吉川市が利用しているのは1万6,000平方メートルだというよ

うに受け止めましたけれども、残りの、つまり利用されていない用地はどういう管理とどう
いう状況になっているのか。それから、安全管理も必要という言葉もあつたと思いますけれ
ども、どういふ安全管理が行われているのか。それが近い将来終息するような問題なのか、
半永久的な問題なのか、その辺の受止め方も伺っておきます。

第二処分場は、吉川にとっては大変貴重な財産と言えるだろうと思います。立地の場所は
現在開発している東口の開発用地に近く、また県立美南高校のすぐ裏手であります。県道に
つながる、その辺も組合が第二処分場と併せて整備をしていただくと、大変貴重な財産だと
いうふうに受け止めており、吉川市民にとってもありがたいという思いがあるわけござい
ますということで、2回目の質問を終わらせていただきます。よろしくお願ひします。

○佐々木洋一議長 ただいまの再質問に対し、管理者の答弁を求めます。

高橋努管理者。

〔高橋 努管理者登壇〕

○高橋 努管理者 ただいま6点にわたつてご質問があつたと存じますが、それぞれ事務局長
から答弁いたします。

○佐々木洋一議長 事務局長。

〔深井久光事務局長登壇〕

○深井久光事務局長 それでは、伊藤議員さんの再質問にお答えをさせていただきます。

まず、1点目の環境省の誰とということですが、環境省の資源循環局廃棄物適正
処理推進課長並びに課長補佐、係長、その3名とお話をさせていただいて、先ほどの答弁ど
おり、休止から廃止の状態、それから、灰溶融炉設備を解体するについての交付金制度等、
その辺の確認をさせていただきました。

次に、灰溶融炉の撤去と処分場は別物なのかということですが、灰溶融炉について
は休止という形で越谷市に変更届を出させていただくようなことですが、処分場につ
きましては別物という考えで、今後、吉川市と協議、さらに地元連絡協議会の方々と検討し
ながら進めていきたいと考えております。

また、3点目の地元連絡協議会、令和9年3月31日までの期間延長となっておりますので、
そこにつきましては、先ほどお話をしたように、吉川市、また地元連絡協議会の方々と今後
十分な調整をしていきたいと考えております。

4点目の第一最終処分場の1万6,000平方メートル以外の残りの用地ということですが、
1万6,000平方メートルの敷地面積につきましては現在公園として使っている状況

でございます。そのほかに水管理の施設、駐車場、そういうものを全部含めた中で現在利用されているところが吉川市にお貸ししているということでございます。

5点目の第一最終処分場の水管理につきましては、令和元年度は平均でpH10.1ということでございます。水素イオン濃度のpHがまだ基準値よりも高いということで、仮に基準値を申しますと5.8から8.6になります。2桁の10ということが平均でございますので、まだまだしばらく水管理をしっかりと進めていかななくてはいけないものと考えております。

説明は以上です。

○佐々木洋一議長 ただいまの再答弁に対し、重ねての質問はありませんか。

15番、伊藤正勝議員。

○15番 伊藤正勝議員 ご丁寧なご答弁ありがとうございました。

最後に、一つだけ、とても前向きで、明るい展望ができるのではないかと期待を持って答弁を伺わせていただきました。

一つだけぜひ参考にさせていただきたいと思っておりますのは、三郷市長もいらっしゃいますけれども、三郷市は、河川の調節池を利用して見事な総合陸上運動競技場を開設されました。調節池が総合運動場、第4種でありますけれども、公認の陸上競技場で、管理は民間に委託しているということで、市民、あるいは周辺の方々にも利用され、大変喜ばれていると聞きます。これは調節池を完全につぶしたわけではなくて、調節池を利用しているんです。見事な陸上競技場、また芝生の周りにはサッカーができるような施設でありますけれども、雨が降ったときには調節池の役割を果たしている、そういう両面を考えた上で、そして費用対効果、安全や有効活用といったようなことをお考えになって見事に活用されております。

いろいろな問題があると思えます。例えば緊急の場合にはごみ置場みたいなものがやはり必要だとか、いろいろな若干意見交換など、そういう話もありますけれども、基本的に吉川の市民に利用していただくという、その大きな視野を大事にさせていただきたいな、そして必要であれば両立を図っていく。もう一つは、やはり時は金なりということを一言で言えば示されていますけれども、極めて有用な財産である。価値もあると思えます。その辺については協定の期限、使わないのであればどんどん早く話し合いをして、場合によったら、期限前からも運用ができるように、そこら辺のところを柔軟にお考えいただいて、どうか組合にとっても、そして地元吉川にとってもすばらしい、そういう結果となるようお願いして、そのことについて最後に管理者の見解、気持ちを承れば幸いと思えます。

よろしく願いいたします。

○佐々木洋一議長 ただいまの質問に対し、管理者の答弁を求めます。

高橋努管理者。

〔高橋 努管理者登壇〕

○高橋 努管理者 ただいまのご質問についてお答えいたします。

現在、埋立ては約54%完了しているわけございまして、まだまだ可能な認識もあるわけ
でございますが、ご案内のとおり溶融施設を休止しておりますので、これから次に建てる施
設についてはまだまだでございますから、これについては、どのように活用するかというこ
とについては地元の皆さん、そして吉川市の行政の方々と十分議論しながら、どういう形で
利用していただくか、これは基本的には吉川の市と地元の皆さんで協議いただきたいと思います
と思います。

9年の期限はありますけれども、だからと言ってのんびりということではなくて、溶融施
設の解体の時期と、それから、廃止の届出、これが関係がございまして、その辺を見据え
ながら、地元と十分協議して、地元の皆さんがこういう施設でよかったと言えるようなもの
ができることを私も期待をしております。

以上でございます。

○佐々木洋一議長 以上で一般質問を終結いたします。

◎管理者提出第8号議案の質疑

○佐々木洋一議長 次に、管理者提出議案に対する質疑を行います。

質疑に当たっては、1回目は登壇して発言席にて行い、2回目以降は自席で行ってくださ
い。

管理者提出第8号議案 埼玉県市町村総合事務組合の規約変更について、質疑に入ります。

質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○佐々木洋一議長 質疑はなしと認め、これにて質疑を終結いたします。

◎管理者提出第8号議案の委員会付託の省略

○佐々木洋一議長 お諮りいたします。

ただいま議題となっております第8号議案につきましては、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐々木洋一議長 ご異議なしと認めます。

よって、第8号議案につきましては、委員会の付託を省略することに決しました。

◎管理者提出第8号議案の討論、採決

○佐々木洋一議長 管理者提出議案に対し、討論、採決を行います。

管理者提出第8号議案 埼玉県市町村総合事務組合の規約変更について討論に入ります。
討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○佐々木洋一議長 討論はなしと認め、これにて討論を終結いたします。

続いて、採決に入ります。

本件を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○佐々木洋一議長 挙手全員であります。

よって、第8号議案は原案のとおり可決されました。

◎諸般の報告

○佐々木洋一議長 この際、諸般の報告をいたします。

議会運営委員長から特定事件について閉会中の継続審査として付託されたい旨の申し出がありましたので、特定事件一覧表としてお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。
以上で諸般の報告を終わります。

◎特定事件の議会運営委員会付託

○佐々木洋一議長 次に、議会運営委員会の閉会中における特定事件の継続審査の件を議題といたします。

お諮りいたします。

特定事件につきましては、議会運営委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査事項として議会運営委員会に付託いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐々木洋一議長 ご異議なしと認めます。

よって、特定事件につきましては、議会運営委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査事項として議会運営委員会に付託することに決しました。

◎閉議の宣告

○佐々木洋一議長 以上で今定例会の議事は全て終了いたしました。

◎管理者挨拶

○佐々木洋一議長 この際、管理者から挨拶のため発言を求められておりますので、これを許可いたします。

高橋努管理者。

〔高橋 努管理者登壇〕

○高橋 努管理者 6月定例会が閉会されるに当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日、私よりご提案申し上げました議案につきまして、原案のとおりご決定をいただき、ありがとうございました。

当組合における新型コロナウイルス感染予防対策につきましては、3月から堆肥販売と施設見学の受付を休止しておりましたが、密を避けるなどさまざまな対策を行いつつ、6月1日から堆肥販売を、6月15日からは施設見学の受付を再開したところでございます。

今後におきましても、安定したごみ処理事業継続のため、国や県の動向を注視しながら、適切に対応してまいります。

これから暑さも一層厳しくなっております。議員の皆様におかれましては、健康に十分ご留意いただき、一層のご活躍をいただきますようお願い申し上げますとともに、今後とも変わらぬご指導、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。閉会に当たってのご挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

◎閉会の宣告

○佐々木洋一議長 これにて、令和2年6月東埼玉資源環境組合議会定例会を閉会いたします。
ご苦労さまでした。

午前11時00分 閉会